

(様式2)

## 「京丹後市まちづくり基本条例」修正についての概要

### 1 趣旨・目的について

京丹後市まちづくり基本条例は、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方やルールを示したもので、平成20年4月1日から施行されています。

本条例は、施行後4年以内ごとの検討及び見直しを行うこととしており、時代経過に即した条例に育てるため、本年度が4年目となることから、京丹後市まちづくり委員会での答申を踏まえ、条文をより解りやすくすることを目的に修正するものです。

### 2 素案作成の経緯

本年6月に市長から「京丹後市まちづくり基本条例施行後4年以内ごとの検討及び見直しについて」諮問を受けた、京丹後市まちづくり委員会では、元京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会から、策定経過のほか本条例策定の意義や理念について研修するとともに、大宮・網野市民局において地域公益団体等から意見聴取を行いました。また合わせて、市内の地域団体等へ条文に対する意見照会を行い、回答を受けるなかで、本条例の検討及び見直し検討作業を進めてきました。

京丹後市まちづくり委員会では、こうした意見聴取で得た市民の皆さんからの意見を参考に、逐条ごとに条文の難易度、必要性、実効性等の逐条評価を行い、条文修正の必要性について検討し、9月29日に市長に対し答申を行いました。

こうした京丹後市まちづくり委員会での答申を踏まえ、「京丹後市まちづくり基本条例」の修正を行うものです。

### 3 素案の特徴

- (1) 京丹後市のまちづくりを進めるための仕組みや基本的ルールを定めているため、本条例施行後において市政運営の仕組み等について新たに記載し、運営水準の継続と定着化を図る必要がありますが、国の法改正等に伴う現行制度の見直しや市政運営の取組み等について、変更する必要はありません。
- (2) 地域の代表である区や自治会、地域公民館を基盤に活動しておられる地域団体のほか、市内団体や高校生徒会等から意見聴取した結果、「京丹後市まちづくり基本条例」は住民周知に欠けているとの意見であったため、市は広く市民に周知する必要があります。
- (3) 京丹後市まちづくり委員会での答申を踏まえ、より市民に解りやすい条文とするため字句を修正するとともに、より解りやすい表現を加えるものです。

### 4 施行期日について

平成24年4月1日から施行予定